

周遊型謎解きコンテンツ制作業務委託に関するプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

①市内の周遊性を高め、地域の商店街や観光地、文化施設といった市の魅力に触れることにより観光振興②イベント参加を通じて本市を本拠等とする「千葉ジェッツ」及び「クボタスピアーズ船橋・東京ベイ」（以下、「プロスポーツチーム」という。）への興味・関心の喚起に寄与する謎解き体験コンテンツを制作すること。

様々なスポットへ訪問させるだけでなく、プロスポーツチームに関連する内容も要素として盛り込むことで、イベント参加を通じてプロスポーツチームの応援意欲を高めることのできる内容とすること。

2. 業務委託名

周遊型謎解きコンテンツ制作業務委託

- (1) 業 務 場 所 市指定場所
- (2) 業 務 内 容 別紙「周遊型謎解きコンテンツ制作業務委託仕様書」による
- (3) 業務履行期間 契約締結日から令和9年3月31日までとする

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

単なる周遊性向上だけでなく、プロスポーツチームのファン獲得に結び付ける戦略性を持ったコンテンツを理想とすることから、制作に際して豊富な発想力と高い専門性が求められる。価格のみによる競争では本業務の目的を達成できない事業者が選ばれる可能性があることから、プロポーザル方式により受託候補者を特定する。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

- (1) プロポーザル方式 公募型
- (2) 公募型プロポーザルとする理由
実績のある事業者から、広く提案を募ることができるため。

5. 業務スケジュール

受託候補者特定のスケジュールは以下のとおりとする。ただし、各事項の実施日については、決裁権者及び評価委員の都合により適宜調整を行うものとする。

- (1) プロポーザル公示 令和8年10月26日（月）
- (2) 質問票提出期限 令和8年11月4日（水）
- (3) 質問に対する本市回答 令和8年11月6日（金）
- (4) 参加申込書等提出期限 令和8年11月11日（水）
- (5) 参加資格確認結果通知 令和8年11月13日（金）
- (6) 企画書等提出期限 令和8年11月25日（水）
- (7) プレゼンテーション審査 令和8年12月3日（木）
- (8) 審査結果公表 令和8年12月7日（月）（予定）

※業務スケジュールについては、本市の都合により変更可能とする。

6. プロポーザル参加資格・参加申込方法等

本プロポーザルに参加資格を有する者は、以下の全ての要件を満たす者とする。ただし、参加資格を有することを証する書類に虚偽等があった場合は、直ちにその資格を失うものとする。

(1) 参加要件

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項を準用し、当該条項に該当する者でないこと。
- ② 自治体等から類似業務の受託実績があること。

(2) 参加申込書等の提出

本件への参加にあたり、以下の申込書等を令和8年11月11日（水）午後5時までに事務局へ提出すること。（必着）

①様式1「プロポーザル参加申込書」（指定様式） 1部

必要事項を記載のうえ、代表者印又は年間代理人の印を押印すること。

②類似業務実績一覧表（任意様式） 4部（うち1部正本）

類似業務に関する直近3年の実績（令和5年4月1日から令和8年3月31日まで）が確認できる一覧を、A4用紙1枚にまとめて作成すること。また、正本1部に商号等を記載のうえ、代表者又は年間代理人の印を押印すること。

③実際に実施したコンテンツ（3点までとし、コピーも可）各4部

④企業の概要が確認できる書類（任意様式、パンフレット可）4部

7. 提案限度額

提案限度額は3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

業務一式に係るすべての経費について、全て限度額以内で提案すること。

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

8. 評価方法及び評価基準

プレゼンテーション審査による。

次項の評価項目について評価を行い、評価委員会委員が採点し、全評価委員の得点を合計し、最高点の者を受託候補者とする。

周遊型謎解きコンテンツ制作業務委託プロポーザル プレゼンテーション審査
評価項目及び評価基準

評価対象		項目	配点	評価及び得点				
				非常に 良い	良い	普通	やや 劣る	劣る
1	専門性・ 実績	・過去に類似業務の実績があるか	10	10	8	6	2	0
2	全体方針	・事業の目的を十分に理解し、反映されているか。 ・ターゲットが明確であるか	20	20	15	10	5	0
3-1	企画詳細	・スポットや設問数の想定が、市の様々な魅力に触れる観点で適正であるか。	10	10	8	6	2	0
3-2		・参加しやすく、楽しめる体験コンテンツであるか。	20	20	15	10	5	0
3-3		・プロスポーツチームへの興味・関心の喚起につながる内容であるか。	30	30	20	15	5	0
4	実施体制・ スケジュール	・実施体制やスケジュール及び工程が適切なものであるか	10	10	8	6	2	0
合 計			100点満点					

なお、最高得点者が複数になった場合は、より多くの評価委員から最高点を得た者を受託候補者とし、これにおいても複数の同点者が生じた場合は、複数の同点者のうち見積金額が最も低い者を受託候補者とする。これにおいても複数の同点者が生じた場合はくじ引きのうえ決定する。

評価委員会の評価点（全評価委員の合計）が、配点の6割を満たす応募者がいなかった場合は再度公募を実施する。

9. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 「周遊型謎解きコンテンツ制作業務委託に関する質問票（様式3号）」に内容を簡潔に記入のうえ、電子メールで事務局あてに送信すること。

・メールアドレス：shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

※送付した際は、事務局（047-436-2101）に電話し到着確認をすること。

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受付けない。

②質問期限 令和8年11月4日（水）午後5時

(2) 質問への回答

回答方法 市ホームページに掲載

回答日時 令和8年11月6日（金）午後5時

10. 企画書の提出

(1) 提出期限

令和8年11月25日（水）午後5時必着

(2) 提出場所

船橋市役所 4階 商工振興課

(3) 提出書類（4部：正本1部 副本3部）

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

①企画書（内容は（4）の記載内容を参照）

②見本 提案する冊子の大きさ及び紙質の見本（見本のため、過去の実績のものでも可）

③会社概要

④見積書

※提出した書類の訂正・差し替えは認めない。また、提出された書類は返却しない。

(4) 企画書の記載内容

①様式

- ・A4版（縦横は自由）、両面印刷で作成すること。ただし、説明資料等でA3版が必要な場合は、折り込むことも可とする。
- ・企画書の表紙に「周遊型謎解きコンテンツ制作業務企画書」と記載すること。
- ・企画書の正本の表紙には、商号等を記載のうえ、代表者又は年間代理人の印を押印すること。企画書の副本の表紙は、商号等を記載し、押印は不要とする。
- ・表紙右上に参加番号を四角囲みで大きく記載すること。
- ・仕様書及び「8. 評価方法及び評価基準」を踏まえ、次頁の章番号を付して構成すること。必要に応じて枝番号を付すことも可とする。

評価項目に係る章番号及び各項目に係る内容

章	項目	内容
1	専門性・実績	過去の類似業務の実績を可能な限り記載すること。
2	全体方針	本業務の目的を踏まえた全体コンセプト、想定ターゲット、参加目標数、周遊促進及びプロスポーツチームへの興味・関心喚起に向けた基本方針を記載すること。
3-1	企画内容	訪問スポットの想定、選定理由、設問数、難易度、想定所要時間及び参加者が無理なく周遊できる導線設計について記載すること。
3-2		参加方法、体験キットの内容、配布方法、解答方法、WEB フォーム等の活用方法、ストーリーの展開イメージ及びゴールまでの参加導線が具体的に分かるよう記載すること。
3-3		プロスポーツチームに関心の薄い参加者でも興味を持てる導入方法や、イベント体験後の応援意欲の向上につなげる仕掛けについても記載すること。
4	実施体制・スケジュール	業務責任者・担当者、問い合わせ対応体制、準備期間及び工程その他本業務を円滑に実施するためのスケジュールを記載すること。

11. プレゼンテーション

提出した見本等と企画書をもとにプレゼンテーションを行うこと。

プレゼンテーション概要

- (1) 実施日 令和8年12月3日(木) 時間については調整後通知
- (2) 出席者 1者2名以内とする。
- (3) 実施時間 1者30分以内とする。(プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度を予定。なお、セッティング・撤去にかかる時間を含まない)
- (4) 実施 本業務を受託した際に担当予定の者が行うこと。
- (5) 貸出物品 机、椅子、電源、スクリーン及びプロジェクターは委員会が用意する。
それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

12. 審査結果

市ホームページ上で公表するほか、受託候補者を特定した場合、受託候補者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知書を送付する。

13. 結果の公表事項及び方法

- (1) 審査結果公表日 令和8年12月7日(月)(予定)
- (2) 公表事項 応募者数・参加業者名・受託候補者名・評価項目・点数配分・採点結果(大項目の点数及び合計点数)とする。ただし、受託候補者以外の参加業者と採点結果は、対応させない。(参加業者が、2者の場合にあっては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない)
- (3) 方法 市ホームページに公表する。

14. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

15. プロポーザルの辞退

プロポーザル参加申込書(様式1)の提出後、プロポーザルを辞退する時は、プロポーザル辞退届(様式2)をプレゼンテーション実施予定日の7日前までに提出すること。

16. その他留意事項

- (1) 本件プロポーザルに要する費用については、すべて応募者負担とする。
- (2) 受託候補者と特定されたことをもって契約締結の確定ではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意すること。
- (3) 特段の事情により受託候補者と契約締結できなかった場合、審査において次点であったものを新たに受託候補者とし、市と受託候補者で打ち合わせを行った後に随意契約により契約を締結する。
- (4) 参加事業者が1者であっても評価を行い、受託候補者として適当でないと認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。

17. 本件の担当

- (1) 名称
船橋市スポーツ等連携推進委員会事務局
(船橋市経済部商工振興課プロ・企業スポーツ連携推進係) 菊地
- (2) 所在地
〒273-8501 千葉県船橋市湊町2-10-25
- (3) 連絡先
電話番号: 047-436-2101 FAX: 047-436-2466
メールアドレス shokoshinko@city.funabashi.lg.jp

附則

(施行日)

この要領は、令和８年１０月２６日から施行する。

(失効日)

この要領は、受託候補者が特定された日をもって、その効力を失う。